

特定商取引法の執行状況等について

平成25年1月

特定商取引に関する法律の概要

「特定商取引に関する法律」は、訪問販売など消費者トラブルを生じやすい特定の取引類型を対象に、トラブル防止のルールを定め、事業者による不公正な勧誘行為等を取り締まることにより、消費者取引の公正を確保するための法律。

1. 本法律の対象となっている取引類型

(消費者が自ら求めないのに、販売の勧誘を受ける)

1. 訪問販売

自宅等への訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス(電話等で販売目的を告げずに事務所等に呼び出して販売)等

2. 電話勧誘販売

電話で勧誘し、申込を受ける販売

(事業者と対面して商品や販売条件を確認できない)

3. 通信販売

新聞、雑誌、インターネット等の広告による場合など、郵便、電話等の通信手段により申込を受ける販売

★訪問販売、電話勧誘販売、通信販売は原則すべての商品・役務が対象

(長期・高額 of 負担を伴う)

4. 特定継続的役務提供

長期・継続的な役務の提供とこれに対する高額 of 対価を約する取引(エスエ、語学教室、家庭教師、学習塾、結婚相手紹介サービス、パソコン教室が対象)

(ビジネスに不慣れな個人を勧誘する)

5. 連鎖販売取引

個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させる形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の販売

6. 業務提供誘引販売取引

「仕事を提供するので収入が得られる」と誘引し、仕事に必要であるとして、商品等を買って金銭負担を負わせる取引

(消費者が自ら求めないのに、購入の勧誘を受ける)

7. 訪問購入(平成25年2月までに施行予定)

消費者の自宅等を訪問し、貴金属等を購入するいわゆる「押し買い」

2. 法律の内容

①行政規制

被害拡大防止のためルールが設けられ、法違反に対しては、指示命令、業務停止命令といった行政処分又は罰則の適用がある。

i) 氏名等の明示の義務づけ

勧誘開始前に目的や事業者名などを消費者等に告げることを義務づけ

ii) 不当な勧誘行為の禁止

不実告知(虚偽説明)、重要事項の不告知や威迫困惑を伴う勧誘行為等を禁止、再勧誘の禁止、迷惑勧誘等の禁止

iii) 広告規制

① 広告に重要事項の表示を義務づけ(通信販売では返品特約等)

② 虚偽・誇大な広告を禁止

③ 請求や承諾なしに電子メール広告を送信することを禁止

iv) 書面交付義務

契約締結時等に、重要事項を記載した書面を交付することを義務づけ

v) 告知義務

訪問購入業者は、クーリング・オフ期間は指定物品の引渡しを拒むことができる旨告げることを義務付け

②民事ルール

行政規制とは別に、消費者自らが自力救済を図るために、消費者による契約の解除などの民事ルールが設けられている。

i) クーリング・オフ

契約後一定の期間(訪問販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、訪問購入は8日間、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引は20日間)、無条件で解約することが可能。

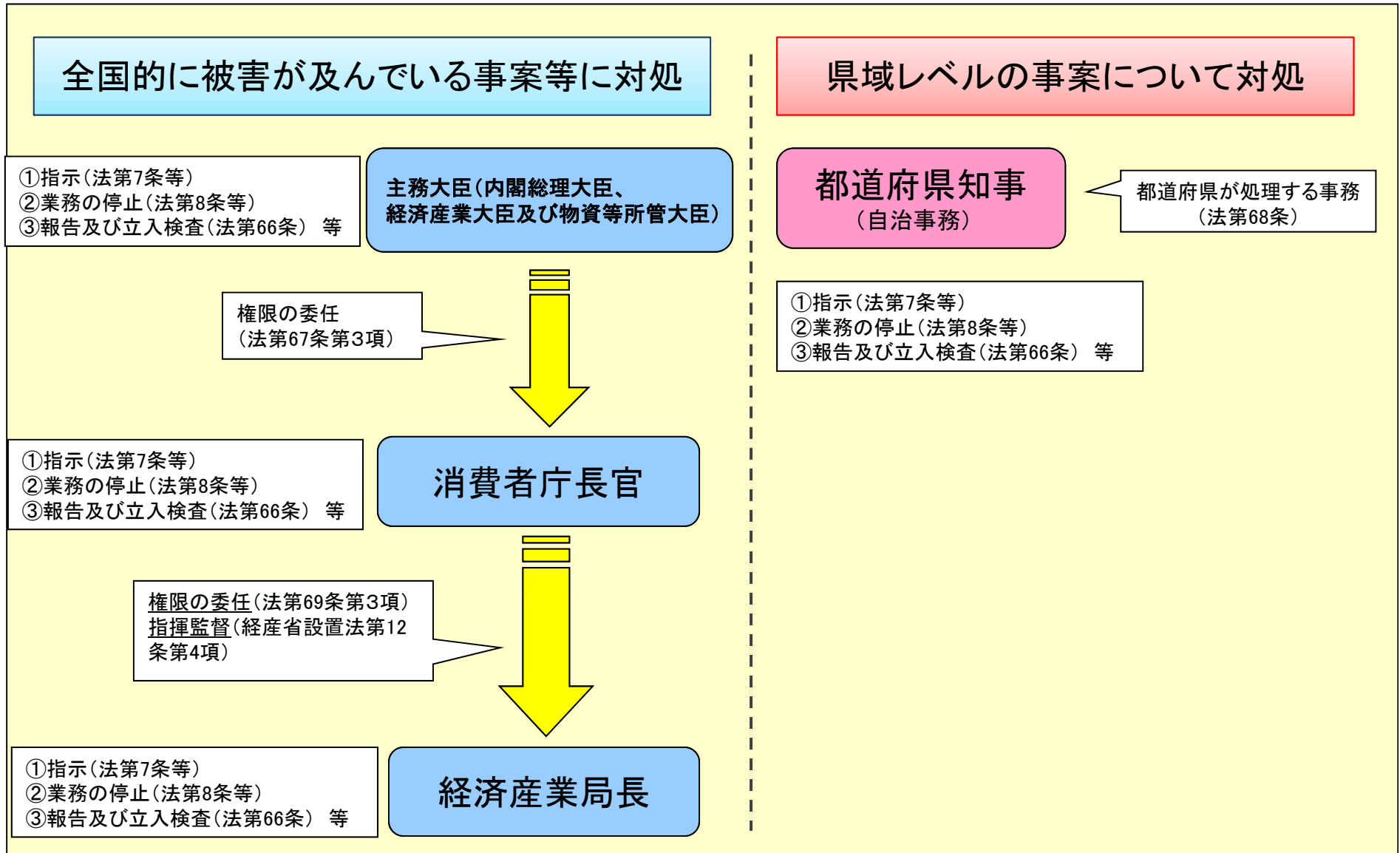
訪問購入では、クーリング・オフ期間中物品の引渡しを拒むことが可能。

ii) 中途解約・過量販売解除

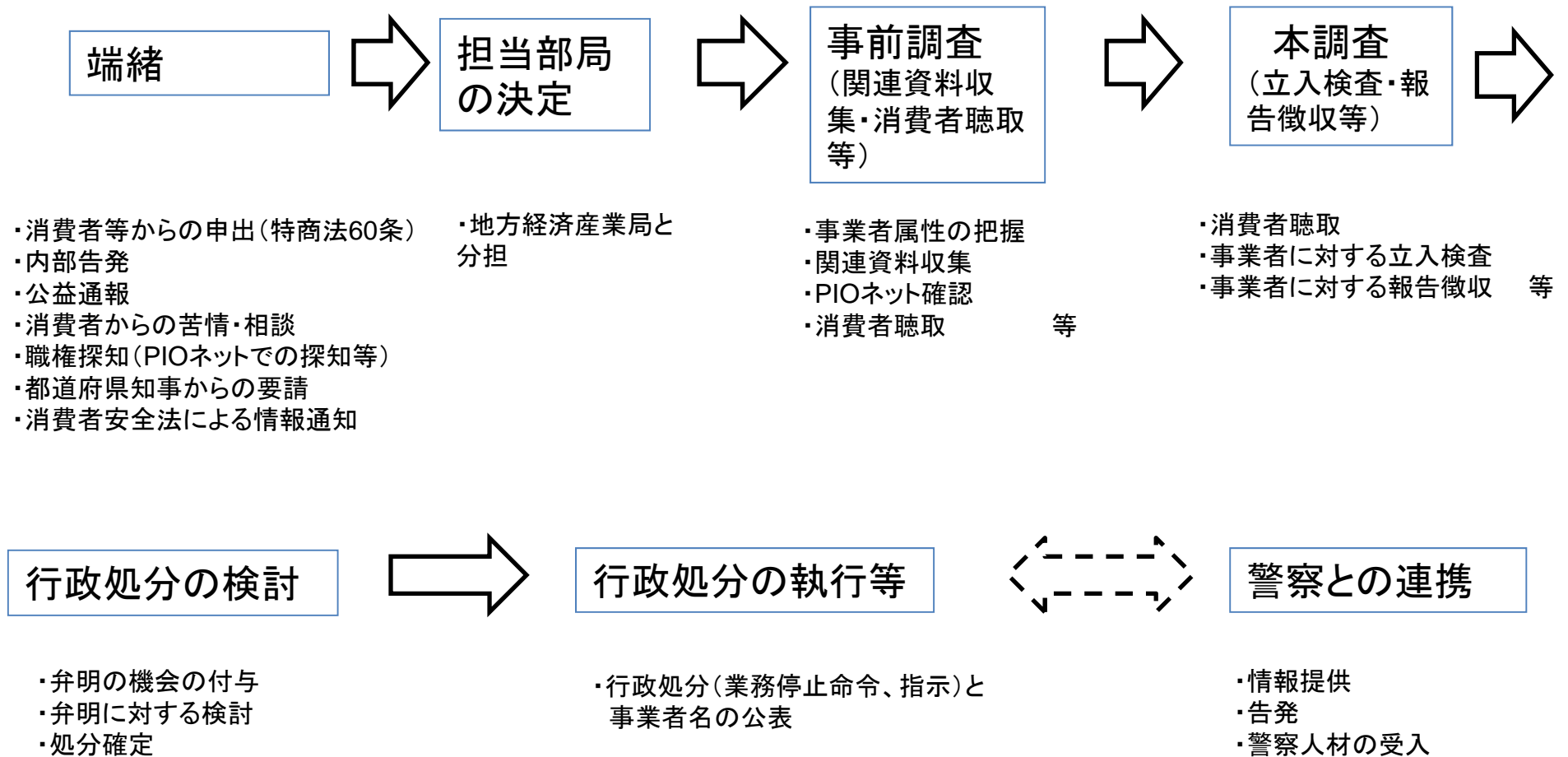
特定継続的役務提供・連鎖販売取引では、クーリング・オフに加えて、将来に向かって契約解除が可能(中途解約)。訪問販売では、購入者にとって特別の事由なく、通常必要とされる分量を著しく超える契約をした場合、解除が可能(過量販売解除)

特商法の執行体制 — 全体 —

- 特商法の執行は、国（消費者庁長官、各経済産業局長）と都道府県知事がそれぞれの役割分担のもと執行。



特定商取引法の執行フロー



1. 特定商取引法違反に基づく処分件数の推移(平成25年1月1日現在)

(単位:件)

年度	平成21(9月以降)		平成22		平成23		平成24		合計		年度
	(2009)(9月以降)		(2010)		(2011)		(2012)				
処分内容	業務命令停止	指示	業務命令停止	指示	業務命令停止	指示	業務命令停止	指示	業務命令停止	指示	処分内容
合計	103		188		125		80		496		合計
国	14	12	28	25	24	19	13	9	79	65	国
都道府県	64	13	115	20	67	15	35	23	281	71	都道府県
北海道	4		5				1	1	10	1	北海道
青森									0	0	青森
岩手									0	0	岩手
宮城	1		1						2	0	宮城
秋田	1	1	1		1				3	1	秋田
山形			2					1	2	1	山形
福島	2	1	2		2				6	1	福島
茨城	1		6		4		2		13	0	茨城
栃木	2		3	2	3		1	2	9	4	栃木
群馬			1	1	1			1	2	2	群馬
埼玉	15	1	24	2	14	5	6	6	59	14	埼玉
千葉	2		4		1	1		1	7	2	千葉
東京	12	3	24	10	15	3	7	1	58	17	東京
神奈川	4	1	4	1	2				10	2	神奈川
新潟									0	0	新潟
富山									0	0	富山
石川									0	0	石川
福井									0	0	福井
山梨									0	0	山梨
長野		1							0	1	長野
岐阜	1		2	1	1		5		9	1	岐阜
静岡	2		7		3		2	3	14	3	静岡
愛知	1		2		2		1		6	0	愛知
三重			1		1		1		3	0	三重
滋賀	1		2		1				4	0	滋賀
京都	2	1	1						3	1	京都
大阪	3	2	4		2				9	2	大阪
兵庫	1	1	3		2				6	1	兵庫
奈良			1		1				2	0	奈良
和歌山			2	2	1	1	1	1	4	4	和歌山
鳥取									0	0	鳥取
島根					2			2	2	2	島根
岡山	1				1		1		3	0	岡山
広島	1		1				1		3	0	広島
山口			1						1	0	山口
徳島							1		1	0	徳島
香川	2		4		2	1	1	2	9	3	香川
愛媛			1		2				3	0	愛媛
高知	1					2			1	2	高知
福岡	2		2		1	1	1		6	1	福岡
佐賀			1		1	1	1	1	3	2	佐賀
長崎	1		2		1		1	1	5	1	長崎
熊本	1	1							1	1	熊本
大分			1				1		2	0	大分
宮崎									0	0	宮崎
鹿児島				1					0	1	鹿児島
沖縄									0	0	沖縄

2. 消費者庁及び経済産業局における処分事業者一覧(平成21年9月～平成25年1月1日時点)

※網掛け部分: 過去10年以内に国又は都道府県から特定商取引法に基づく行政処分を受けていた事業者

	事業者名	処分内容	取引類型	取扱商品・役務	処分日
1	ネイチャーウェイ(株)	指示	通信販売	健康食品	2012. 11. 29
2	(株)アイアイ	業務停止命令 (3ヶ月)	訪問販売	メガネ等	2012. 11. 22
3		業務停止命令 (3ヶ月)	通信販売	開運プレスレット	
4	アドクリエイト(株)	業務停止命令 (6ヶ月)	電話勧誘販売	祈とうサービス	2012. 11. 15
5		指示			
6		業務停止命令 (3ヶ月)	通信販売	開運プレスレット	
7	(株)ジェイコーポレーション	業務停止命令 (6ヶ月)	電話勧誘販売	祈とうサービス	2012. 11. 15
8		指示			
9		業務停止命令 (3ヶ月)	通信販売	開運プレスレット	
10	(株)アドライン	業務停止命令 (6ヶ月)	電話勧誘販売	祈とうサービス	2012. 11. 15
11		指示			
12	「三報通信」又は「総和通信」こと星川善紀、 福田雄繁、高橋康晴	業務停止命令 (12ヶ月)	電話勧誘販売	業界新聞への名詞広告掲載に関 する役務提供	2012. 11. 6
13		業務停止命令 (3ヶ月)	連鎖販売取引	美容機器付音響機器等	2012. 10. 18
14	(株)Rida	指示			
15	(株)ジェムケリー	業務停止命令 (6ヶ月)	訪問販売	宝石、貴金属、装身具	2012. 9. 18
16	(株)ビリーフコーポレーション	業務停止命令 (12ヶ月)	訪問販売	布団、除湿マット、家庭用温熱電 位治療器等	2012. 8. 9
17	エルフレーム(株)	指示	訪問販売	学習教材等	2012. 7. 10
18	(有)ひかわ	指示	訪問販売	排水管洗浄、住宅リフォーム工 事	2012. 6. 19
19	やよいトレード(株)	業務停止命令 (12ヶ月)	訪問販売	CO2排出権に係る店頭デリバ ティブ取引	2012. 6. 19
20	(株)ほほえみ広場	指示	電話勧誘販売	健康食品	2012. 5. 21
21		業務停止命令 (6ヶ月)	電話勧誘販売	健康食品	2012. 4. 20
22	(株)まつや	指示			
23	(株)ピーエヌサービス	業務停止命令 (3ヶ月)	電話勧誘販売	皇室関係図書その他美術品等	2012. 3. 29
24	(株)テレテックイノベーションズ	指示	電話勧誘販売	カニ等の海産物	2012. 3. 23
25	(株)SONIC	業務停止命令 (3ヶ月)	電話勧誘販売	カニなどの海産物等	2012. 3. 23
26	(株)海善	業務停止命令 (3ヶ月)	電話勧誘販売	カニなどの海産物等	2012. 3. 23
27	ルネッサ21、ロイヤル21こと武山圭佑	業務停止命令 (3ヶ月)	電話勧誘販売	皇室写真集その他美術品等	2012. 3. 8

	事業者名	処分内容	取引類型	取扱商品・役務	処分日
28	セゾナルファ(株)	業務停止命令 (6ヶ月)	電話勧誘販売	行政書士教材	2012. 2. 14
29		指示			
30	グローバルスクエア(株)	業務停止命令 (6ヶ月)	電話勧誘販売	ビジネス教材	2012. 2. 14
31		指示			
32	枝川英昭こと亀田達也	業務停止命令 (6ヶ月)	電話勧誘販売	行政書士教材	2012. 2. 14
33		指示			
34	(株)美研	業務停止命令 (3ヶ月)	電話勧誘販売	健康食品	2012. 2. 9
35		指示			
36	(株)クラモト	業務停止命令 (6ヶ月)	訪問販売	眼鏡等	2012. 2. 9
37	(株)蔵長(※注1)	業務停止命令 (12ヶ月)	訪問販売	味噌	2012. 1. 26
38		指示			
39	(株)セカンドライフ	業務停止命令 (3ヶ月)	訪問販売	土地のインターネット広告掲載等	2012. 1. 26
40		指示			
41	(株)関東ライフサービス(※注2)	業務停止命令 (9ヶ月)	訪問販売	台所用浄水器等	2011. 12. 1
42	(株)エクセルシア	業務停止命令 (6ヶ月)	電話勧誘販売	健康食品	2011. 10. 27
43		指示			
44	(株)イヴコスメティクス	業務停止命令 (6ヶ月)	電話勧誘販売	健康食品	2011. 10. 27
45		指示			
46	朝日ソーラー(株)	指示	訪問販売	太陽熱温水器、石油給湯器等	2011. 10. 25
47	(株)ユトリホーム	業務停止命令 (6ヶ月)	訪問販売	鋼板外装材による外壁工事等	2011. 10. 13
48	(株)アクオリティ	指示	通信販売	出会い系サイト	2011. 9. 13
49	帝国人事(株)	業務停止命令 (9ヶ月)	電話勧誘販売	紳士録	2011. 8. 23
50		指示			

※注1:過去に平成21年12月17日付けで、東京都等5都県から業務停止命令を受けている(取引類型・取扱商品は同様)。

※注2:商号変更前の名称((株)プレジャス)で、過去に平成21年6月18日付けで、埼玉県から業務停止命令を受けている(取引類型・取扱商品は同様)。

	事業者名	処分内容	取引類型	取扱商品・役務	処分日
51	アートライフ(株)	業務停止命令 (9ヶ月)	電話勧誘販売	絵画、短歌等の作品の 掲載サービス	2011. 8. 9
52		指示			
53	現代通信(株)	業務停止命令 (9ヶ月)	電話勧誘販売	絵画、短歌等の作品の 掲載サービス	2011. 8. 9
54		指示			
55	(株)東宝堂	業務停止命令 (9ヶ月)	電話勧誘販売	絵画、短歌等の作品の 掲載サービス	2011. 8. 9
56		指示			
57	(株)東広通信	業務停止命令 (9ヶ月)	電話勧誘販売	絵画、短歌等の作品の 掲載サービス	2011. 8. 9
58		指示			
59	(株)アドクリエイト	業務停止命令 (9ヶ月)	電話勧誘販売	絵画、短歌等の作品の 掲載サービス	2011. 8. 9
60		指示			
61	(株)ジョインツ	指示	通信販売	出会い系サイト	2011. 8. 3
62	(株)Luv je	業務停止命令 (3ヶ月)	訪問販売	宝石、貴金属、装身具	2011. 8. 3
63	(株)アートコミュニケーション	指示	電話勧誘販売	俳句等の書籍への掲載	2011. 6. 17
64	PRO(株)	業務停止命令 (3ヶ月)	訪問販売	学習教材	2011. 4. 27
65	(株)創巧伎建	業務停止命令 (12ヶ月)	訪問販売	リフォーム工事	2011. 4. 21
66	(株)アロンジェ	業務停止命令 (3ヶ月)	訪問販売	かつら	2011. 3. 29
67	(株)国内保証援助会	業務停止命令 (3ヶ月)	通信販売	保証人の紹介・斡旋	2011. 3. 11
68	(有)中央通信社	業務停止命令 (3ヶ月)	電話勧誘販売	企画広告掲載・氏名等広告掲載	2011. 3. 4
69	(株)信州志賀一	業務停止命令 (6ヶ月)	訪問販売	味噌	2011. 2. 15
70	(株)幸の華	業務停止命令 (3ヶ月)	電話勧誘販売	健康食品	2010. 12. 17
71		指示			
72	「(株)スクエア、ナショナルアカデミー等」こと 「菅野 智昭」	業務停止命令 (6ヶ月)	業務提供誘引販売取引	CD-ROM等の商品 CAD研修	2010. 12. 7
73		指示			
74	日本教育出版(有)	業務停止命令 (6ヶ月)	業務提供誘引販売取引	CD-ROM等の商品 CAD研修	2010. 12. 7
75		指示			
76	(有)イブシロン	業務停止命令 (6ヶ月)	業務提供誘引販売取引	CD-ROM等の商品 CAD研修	2010. 12. 7
77		指示			
78	(株)ドリームネット	業務停止命令 (6ヶ月)	業務提供誘引販売取引	CD-ROM等の商品 CAD研修	2010. 12. 7
79		指示			

	事業者名	処分内容	取引類型	取扱商品・役務	処分日
80	(株)ネクスト	業務停止命令 (6ヶ月)	訪問販売	リフォーム工事	2010. 12. 2
81		指示			
82	(株)クラフト	業務停止命令 (6ヶ月)	訪問販売	リフォーム工事	2010. 12. 2
83		指示			
84	道産子フーズ(株)	業務停止命令 (3ヶ月)	電話勧誘販売	カニ等の海産物	2010. 11. 25
85	(株)リンク	業務停止命令 (3ヶ月)	電話勧誘販売	CD-ROM	2010. 11. 19
86		指示			
87	(株)BEAR	指示	通信販売	出会い系サイト	2010. 10. 14
88	(有)アテンド	業務停止命令 (6ヶ月)	訪問販売	住宅基礎補強工事等	2010. 8. 27
89		指示			
90	(合)S・T企画	指示	通信販売	出会い系サイト	2010. 8. 5
91	(合)パルク	指示	通信販売	出会い系サイト	2010. 8. 5
92	(株)グローバルマネジメント (屋号:「再生工房」)	業務停止命令 (6ヶ月)	訪問販売	不用品の回収	2010. 8. 5
93	(株)デパーズ	業務停止命令 (9ヶ月)	業務提供誘引販売取引	書籍、CD等を含む教材一式	2010. 7. 23
94		指示			
95	B-サポート(株)	業務停止命令 (9ヶ月)	業務提供誘引販売取引	書籍、CD等を含む教材一式	2010. 7. 23
96		指示			
97	(株)アクティブ	業務停止命令 (9ヶ月)	業務提供誘引販売取引	書籍、CD等を含む教材一式	2010. 7. 23
98		指示			
99	(株)ウエスト	業務停止命令 (9ヶ月)	業務提供誘引販売取引	書籍、CD等を含む教材一式	2010. 7. 23
100		指示			
101	(有)アプローチ	業務停止命令 (9ヶ月)	業務提供誘引販売取引	書籍、CD等を含む教材一式	2010. 7. 23
102		指示			
103	B-サポート(株)	業務停止命令 (9ヶ月)	業務提供誘引販売取引	書籍、CD等を含む教材一式	2010. 7. 23
104		指示			
105	(株)ネクスト	業務停止命令 (9ヶ月)	業務提供誘引販売取引	書籍、CD等を含む教材一式	2010. 7. 23
106		指示			
107	(株)アルファ	業務停止命令 (9ヶ月)	業務提供誘引販売取引	書籍、CD等を含む教材一式	2010. 7. 23
108		指示			

	事業者名	処分内容	取引類型	取扱商品・役務	処分日
109	(株)IB	業務停止命令 (12ヶ月)	業務提供誘引販売取引	ドロップ SHIPPING	2010. 7. 9
110		指示			
111	(株)エナジック	業務停止命令 (9ヶ月)	連鎖販売取引	健康補助食品 還元水・強酸性水連続生成器	2010. 4. 27
112		指示			
113	(株)ゼア (屋号:「マネージメントアカデミー」)	業務停止命令 (3ヶ月)	電話勧誘販売	ビジネス教材	2010. 4. 15
114		指示			
115	(株)ウインド	業務停止命令 (6ヶ月)	業務提供誘引販売取引	ドロップ SHIPPING	2010. 4. 9
116		指示			
117	(株)グレース・アイコ	業務停止命令 (3ヶ月)	連鎖販売取引	化粧品	2010. 4. 8
118		指示			
119	(株)サミットインターナショナル	業務停止命令 (6ヶ月)	連鎖販売取引	補正下着、健康食品、 健康関連機器	2010. 3. 2
120		指示			
121	(株)ベストメディア	業務停止命令 (3ヶ月)	電話勧誘販売	資格教材	2010. 3. 2
122		指示			
123	(株)ウイング	業務停止命令 (3ヶ月)	電話勧誘販売	資格教材	2010. 3. 2
124		指示			
125	「プランニングゾーン・ゼロ」 こと「三田村高志」	業務停止命令 (3ヶ月)	電話勧誘販売	資格教材	2010. 3. 2
126		指示			
127	(株)FORTRESS,JAPAN	業務停止命令 (6ヶ月)	特定継続的役務提供	英会話レッスン	2010. 2. 18
128		指示			
129	(株)シンコー	業務停止命令 (3ヶ月)	訪問販売	寝具類	2010. 2. 10
130	(株)リフレックス	業務停止命令 (6ヶ月)	電話勧誘販売	ビジネス教材	2010. 2. 2
131		指示			2010. 2. 2
132	(株)実務教育システム	業務停止命令 (3ヶ月)	電話勧誘販売	ビジネス教材	2010. 2. 2
133		指示			2010. 2. 2
134	(有)寝具のくどう	業務停止命令 (3ヶ月)	訪問販売	布団の打ち直し	2010. 1. 29
135	(株)ビズインターナショナル	業務停止命令 (6ヶ月)	連鎖販売取引	仮想空間サービス DVD, IPフォン等のビジネスキッ ト	2009. 11. 27
136		指示			

※注3:過去に平成21年8月31日付けで、宮城県から業務停止命令を受けている(取引類型・取扱商品は同様)。

	事業者名	処分内容	取引類型	取扱商品・役務	処分日
137	コンプライアンスファクト(株)	業務停止命令 (12ヶ月)	電話勧誘販売	書籍 (ビジネス教材)	2009. 11. 20
138		指示			
139	(株)プライマリー	業務停止命令 (6ヶ月)	連鎖販売取引	健康食品、石けん、アクセサリ	2009. 11. 18
140		指示			
141	(株)エース	業務停止命令 (12ヶ月)	電話勧誘販売	資格教材 (書籍及びDVD)	2009. 10. 9
142		指示			
143	(株)ニュース	業務停止命令 (12ヶ月)	電話勧誘販売	資格教材 (書籍及びDVD)	2009. 10. 9
144		指示			

特定商取引法関連の警察による摘発件数について

<特定商取引等事犯(※)の検挙状況の推移(平成19年～23年)>

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
検挙事件数(事件)	112	142	152	193	161
検挙人員(人)	299	279	371	430	314

(出所)「警察白書」より

(※)特定商取引法違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等の刑法犯。

特定商取引法の調査権限

(報告及び立入検査)

- 第六十六条** 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者若しくは業務提供誘引販売業を行う者（以下この条において「販売業者等」という。）に対し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に販売業者等の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより関連商品の販売を行う者その他の販売業者等と密接な関係を有する者として政令で定める者（以下この項において「密接関係者」という。）に対し報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に密接関係者の店舗その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、販売業者等と取引する者（次項の規定が適用される者を除く。）に対し、当該販売業者等の業務又は財産に関し参考となるべき報告又は資料の提出を命じることができる。
- 4 主務大臣は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者その他の者であつて、電磁的方法の利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号又は同条第二号に規定する電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他の符号（電子メール広告の相手方の使用に係る電子計算機の映像面に表示されたもの又は電子メール広告をするために用いられたもののうち当該電子メール広告をした者に関するものに限る。）を使用する権利を付与したのから、当該権利を付与された者の氏名又は名称、住所その他の当該権利を付与された者を特定するために必要な情報について、報告を求めることができる。
- 5 主務大臣は、特定商取引適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、指定法人に対し、特定商取引適正化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、指定法人の事務所に立ち入り、特定商取引適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 6～7 略

特定商取引法の行政処分

(指示)

第七条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項若しくは第四条から第六条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- 一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。
- 二 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第六条第一項第一号から第五号までに掲げるものを除く。）につき、故意に事実を告げないこと。
- 三 正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約であつて日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の締結について勧誘することその他顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為として主務省令で定めるもの
- 四 前三号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの

(業務の停止等)

第八条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項若しくは第四条から第六条までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

- 2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(※訪問販売に係るものを例示)

特定商取引法の行政処分違反に対する罰則

第七十条の二 第八条第一項、第十五条第一項若しくは第二項、第二十三条第一項、第三十九条第一項から第四項まで、第四十七条第一項又は第五十七条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 略

二 第七条、第十四条、第二十二条、第三十八条、第四十六条又は第五十六条の規定による指示に違反した者

三～十一 略

2 略